

(3) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
					(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 8 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

第 8 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（鳥取県企業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 鳥取県企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	（議会の同意を要する賠償責任の免除）	（議会の同意を要する賠償責任の免除）		（議会の同意を要する賠償責任の免除）	
第11条	法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	第11条	法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	

（鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 3 条 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年鳥取県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	(議会の同意を要する賠償責任の免除)	第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。		(議会の同意を要する賠償責任の免除)	第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	(趣旨)	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の7第1項の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（法第		(趣旨)	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（法第243条

243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。

の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。